

知的財産に係る契約

起業家組織 Entrepreneurs' Organization (EO) メンバーリーダー用

グローバル

本文書はEO理事会、委員会メンバー、タスクチームメンバー、リージョナル・カOUNシルメンバー、ファシリテーター、およびその他すべてのグローバル・メンバーリーダー（それぞれ「メンバーリーダー」）によって署名されるものとする。

1. 期間上記に概要を示した全メンバーリーダーに対する知的財産に係る契約（本「契約」）は、本契約にあるようなメンバーリーダーによって履行される日から、リーダーあるいはメンバーとしてのEOにおけるメンバーリーダー在任期間終了まで（「制限期間」）メンバーリーダーに適用される。

2. EO 知的財産

a. EO 知的財産の定義

i. 「EO 知的財産」とは、如何なる知的財産権、著作権、あるいは類似する法律下で特許性あるいは登録性があるなしに関わらず、知的財産、開発、著述の原作、考案、概念、ノウハウ、改善、商標、著作権、特許、営業秘密、および類似する財産価値のある権利として定義する。（「知的財産」）

1. これらはEOが使用、所有のために開発したもので、「起業家組織Entrepreneurs' Organization」、「EO」、類似する商標、商号、サービスマーク、ロゴ、デザイン、シンボルや、特許、コンテンツ、グラフィック、テキストその他マークなどの未登録の知的財産で、修正、改良および同じものの将来版を含む。（EO 商標）あるいは、

2. メンバーリーダーが制限期間内に単独で、または共同で着想し、開発し、実行に移したものの、またはメンバーリーダーが起点となり発案され、開発され、実行にうつされたもの。これは、もし当該知的財産が (i)EOのビジネスのため、あるいはEOの実際のまたは 確実に期待できるEOのビジネスのためにメンバーリーダーにより特になされた発案、開発、実行時のものであるか、(ii) EOのためになされた、あるいはEOにより委託された如何なる作業による結果または関連するものであるか、(iii) EOの備品、供給品、設備を利用することで、あるいはEOの人材の助言から開発されたものか、(iv) EOによる補償金支払い対象であり、適用法によって許される最大の限度で「職務著作物」の範囲内に該当するものである場合とする。（「メンバーリーダーが開発した知的財産」）

ii. 「メンバーリーダーが開発した知的財産」にはメンバーリーダーおよびメンバーリーダー所有の会社が所有している知的財産は含まれず、その知的財産は、

第2条(a) (i) (2) に定めた範疇に該当せず（「メンバーリーダー知的財産」）、第2条(a) (iii)の対象となる。

iii. メンバーリーダー知的財産の何れかがメンバーリーダーによってEOのために利用された場合、メンバーリーダーは 当該利用をする前に当該メンバーリーダー知的財産に、「(c) [年] [メンバーの企業名]」あるいは類似した表記で表示あるいはラベルをつけなければならない。これをしなかった場合、当該知的財産はEO知的財産となる結果になる。

b. メンバーリーダーが開発した知的財産の譲渡メンバーリーダーは、メンバーリーダーが世界中でメンバーリーダーが開発した知的財産に関する全メンバーリーダーの権利、タイトル、および利害を適用法下でできる限りEOに対し速やかに書面による開示を行い、EOの唯一の権利および受益のために保管し、追加の補償金なく本契約によりEOに譲渡することとし、そうでなければ、全てのメンバーリーダー開発の知的財産における世界中のメンバーリーダーの権利、タイトル、および利害を作成、作成済み、複写、修正、二次的著作物、利用、売却、そうでなければ配信するための独占的、著作権使用料無料で

、取り消し不能かつ、無期限で、譲渡可能な全世界での許諾（ライセンス）（サブライセンス権も付与）を供与することに同意する。

c. メンバーリーダー知的財産の許諾（ライセンス）E0が厚意として利用したメンバーリーダーの知的財産に関し、（しかしE0知的財産ではない）メンバーリーダーは、E0の運営の一部または一環として当該メンバーリーダー開発の知的財産を作成、作成済み、複製、修正、二次的著作物、利用、売却、そうでなければ配信するための独占的、著作権使用料無料で、取り消し不能かつ、無期限で、譲渡可能な全世界での許諾（ライセンス）（サブライセンス権も付与）を本契約を持ってE0に許諾しE0はその許諾を保有する。

d. 記録の保存メンバーリーダーは、制限期間中すべてのメンバーリーダーにより（独自にあるいは共同で）開発された知的財産の記録を十分かつ書面にて保存しておくことに同意する。当該記録は、メモ、スケッチ、図面、フロー図、電子データあるいは録音、またはそれ以外のフォーマットなどである。当該記録は、常にE0で利用可能でありE0のみの資産としてあり続ける。

e. E0知的財産権メンバーリーダーは、世界中のメンバーリーダーの開発した知的財産、著作権、特許、商標、サービスマーク、データベース権、ドメイン名、マスクワーク権、人格権、その他本契約に係る知的財産権におけるE0の権利を守るためあらゆる手段で、E0の費用でE0あるいは被指名人を助けることに同意する。これには本契約に係るすべての関連情報やデータをE0に開示することや、当該権利を適用、獲得、維持、および移転するために、また当該メンバーリーダー開発の知的財産や他の知的財産、およびそれ以外の本契約に係る財産価値のある権利に対する独占権、タイトル、および利害をE0に譲渡するために、E0が必要と考えるすべての申請、仕様、誓約、譲渡、記録その他すべての法律文書を実行することを含むものとする。メンバーリーダーは、当該法的文書や文書を執行したり執行されるようにするというメンバーリーダーの義務が制限期間以降も続き、世界中の何れかの国で最後の当該知的財産権の有効期間が満了するまで継続されることにさらに同意するものとする。但し、E0は前述の義務を果たすことに付随して生じるメンバーリーダーの妥当な費用をメンバーリーダーに対して払い戻す場合とする。メンバーリーダーの精神的又は身体的不適格性あるいはそれ以外の如何なる理由による不適格性により、前述のとおりE0に譲渡されたメンバーリーダー開発の知的財産や著作成果物原本を含む米国や外国の特許や著作権登録を申請あるいは登録のための申請を目指すためにメンバーリーダーの署名を得ることが不可能な場合、本契約により、メンバーリーダーはE0およびその適法に承認されたオフィサーおよびエージェントをメンバーリーダーのエージェントおよび法定代理人として、事実上メンバーリーダーの代理として、当該申請や記録をメンバーリーダーが行うのと同じ法的強制力および効力で行うために、

変更不可で指名することとする。メンバーリーダーは本契約により、E0に譲渡したあらゆる財産権の過去、現在そして将来の侵害に対しメンバーリーダーが現在あるいは今後持つ如何なる性質の如何なる請求権もE0に対して放棄するものとする。

f. E0商標E0は、E0商標のメンバーリーダーによる使用を許諾し管理する唯一の権利を保有し、当該E0商標はE0独占権下にとどまるものとする。メンバーリーダーは、E0により書面にて特に認可された方法で当該E0商標を使用する場合を除き、メンバーリーダーが当該E0商標の権利、権限および、所有権を獲得しなかったと認識する。E0により書面にて承認されない限り、メンバーリーダーは電子メールアドレスやインターネットのウェブサイトの部分としてE0商標のいずれもまたその一部も使用してはならない。また、メンバーリーダーは、インターネットのドメイン名の部分として如何なるE0商標も使用および登録をしてはならない。E0商標の使用はすべてE0の利益のために効力を生じる。メンバーリーダーは、E0商標の前後に何か付け足したり、言葉や表現、デザイン、シンボルを修正したものと用いたり、修正されたフォームで用いることをしてはならず、またメンバーリーダーはE0が書面にて明らかに許可していない他のあらゆる方法でE0商標を使用してはならない。メンバーリーダーは、この第2条（f）を侵害すればE0におけるメンバーリーダーの速やかなメンバーシップ解除という結果になりうる旨同意する。

3. 準拠法および裁判管轄本契約は、抵触法規や原則に関わらずあるいはその適用に関わらず、バージニア州の法律に準拠し、それに基づき解釈されるものとする。メンバーリーダー各々およびEOは、バージニア州所在のバージニア東部連邦地方裁判所の本契約に関する論争に係る対人管轄権に変更不可で同意し、そのような裁判地が不便であるという議論の権利を放棄し、いずれか一方からの本契約に係る訴訟が起こった場合、バージニア州東部連邦地方裁判所を裁判地とすることに同意することとする。
4. 救済方法メンバーリーダーは、メンバーリーダーによる本契約に記載された約束不履行から生じた可能性のある如何なる損害を評価することは困難であることに同意し、よって如何なる場合であろうとも、金銭的損害賠償のみでは、そのような不履行の救済には不十分であることに合意する。よって、メンバーリーダーが本契約に係る如何なる部分に違反、あるいは違反しようとして提案した場合、EOが、その他すべての救済に加え、そして保証金やその他の担保を払う必要なしに、実際のEOに対する損害を示したり証明することなくそのような不履行を制止するために、差し止め命令、特定履行あるいはその他適切な衡平法上の救済を行う権利を有することに、メンバーリーダーは同意することとする。
5. さらなる承認および法的強制力メンバーリーダーは本契約により、本契約の条項により課された制限内容と制限期間は公平かつ妥当であり、EOの知的財産およびEOの運営に付随する営業権を保護するうえで合理的に必要であると承認するものとする。メンバーリーダーは本契約により、本契約の条項が法的強制力の求められるそれぞれの裁判管轄において適用される法律や公共政策の下、許容される最大限まで執行される旨さらに承認するものとする。本契約の如何なる部分あるいは条項が管轄裁判所により違法または法的強制力がないと宣言された場合、本契約の残余部分または違法または法的強制力がないと宣言された部分以外の状況における当該部分や条項の適用は当該事項に関して影響をうけず、また本契約の個々の部分や条項は法の許す限り最大限に有効かつ法的強制力を有しなければならない。本契約の如何なる条項でも地理的、一時的、あるいは機能的範囲に関する度を越えた範囲という理由により、管轄裁判所により法的強制力はないと判断された場合、そのような条項は法的強制力に関し最大の地理的、一時的および機能的範囲において適用と見なされる。如何なる裁判管轄地において禁止されたり法的強制力がないとされた本契約の如何なる条項に関しても、その裁判管轄地について、本契約の残りの条項を無効にすることなく、その禁止する、あるいは法的強制力のない範囲で無効となり、如何なる裁判管轄地におけるそのような禁止や法的強制力のなさが、他の裁判管轄地において当該条項を無効にしたり法的強制力を失わせたりしてはならない。
6. 完全合意本契約および本契約と同時に履行される所謂「秘密保持契約」は、本件に関する両当事者間における完全合意を構成し、署名日および署名日以降、書面、口頭を問わず、また明示的であるか黙示的に問わず、本件に関する両当事者間の他の契約にとって代わるものである。誤解を避けるために、すでに効力を発している以前の合意は、本契約の履行日以前の期間において有効である。そして、本契約は履行日から有効である。
7. 権利の不放弃本契約の権限や権利の行使において、当事者のいずれかが不履行または遅延をした場合本契約の放棄となることはなく、そのような権限や権利の一つまたは部分的履行は、それに関する他のまたは更なる履行や、その他の権利や権限の更なる履行を除外するものではない。本契約の如何なる条項の不履行に係る当事者いずれかあるいは両当事者による放棄は、本契約のその他のまたはこれに続く不履行の放棄として機能することもなく、解釈されることもない。
8. 修正および放棄本契約に対する如何なる修正も、EOおよびメンバーリーダーそれぞれにより書面にて行われなければならない。
9. 継承者および譲渡人本契約の諸条件は本契約に係る当事者、各々の後継者、法定代理人、継承者、容認された譲受人の利益のために効力を生じ、また法的に拘束するものである。これは、本契約や本契約上の権利または義務が他方の当事者の書面による同意を得る前に一方の当事者により譲渡されていない場合とする。但し、EOが本契約を合併、法人の統合および買収等により、EOの資産やビジネスの大半を継承する法人に譲渡する場合は合意を必要とせず、この場合を除く。

10. 第三者への利益の無供与本契約は、本契約の当事者ではない個人あるいは法人の利益になることを意図しておらず、彼らによる法的強制力を有しない。

11. 累加的救済方法本契約書にそうでない旨が明示されている場合を除き、本契約の如何なる条項により当事者に示される救済方法は、それ以外の救済方法を含まないことを意図しているものはない。そして、各々の救済方法は累加的であり、本契約上、現在、あるいは今後法律に、衡平法上、または法定のあるいはそれに類するものに存在する場合、あらゆる他の救済方法に追加されなければならない。

12. 見出し本契約における条項の見出しは、参照の便宜のためにつけられており、ここに含まれる文言は本契約の条項の解釈、構造あるいは意味を説明、修正、拡大説明、または助けるものではない。

起業家組織 Entrepreneur' Organization およびメンバーリーダーは、本契約書によって本契約のメンバーリーダーの履行日から本契約の条件と義務を承認し同意する。

署名（サイン）：_____

氏名：_____, メンバーリーダーとして

日付：_____